

# 青森県報

第二千九百三十八号

平成二十年  
五月二十八日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(出納課)…一

### 公 告

建設業者の許可の取消し……………(東青地民局)…一  
右 同……………(同)…二

### 出先機関

土地改良区の役員の退任……………(西北地域局)…二  
右 同……………(同)…二  
土地改良区の定款変更の認可……………(同)…二  
右 同……………(同)…三  
土地改良事業の工事の完了……………(同)…三  
土地改良区の役員の就任及び退任……………(上北地域局)…三  
右 同……………(同)…四  
土地改良区の役員の退任……………(同)…四  
土地改良事業の工事の完了……………(同)…四  
選挙管理委員会……………(同)…四

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(事務局)…五  
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同)…六  
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同)…八

政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出 ( 同 ) ……八

### 収用委員会

収用の裁決手続開始の決定……………(監理課)…八

### 雑 報

青森県道路公社の有料道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法……………(道路公社)…九

## 告 示

青森県告示第四百六十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十六年六月九日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称  
八戸市大字糠塚字狐森一八の一  
有限会社八戸中央自動車学校

## 公 告

### 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社カツマタ
- 二 代表者の氏名 勝又 貞治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字高田字日野五八の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一〇〇一七二号
- 五 取消年月日 平成二十年五月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
屋根、板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年四月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 三愛不動産株式会社
- 二 代表者の氏名 岩瀬 裕美子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字豊田九五の一シャトレー浜田一F
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一〇〇四一八号
- 五 取消年月日 平成二十年五月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十年四月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内退

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員の内退があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

| 役員の内退 | 氏 名   | 住 所            | 内退の年月日   |
|-------|-------|----------------|----------|
| 監事    | 山口 久次 | つがる市木造大畑朽葉六四の二 | 平成二〇・五・三 |

土地改良区の役員の内退

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、市浦土地改良区から、次のとおり役員の内退があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

| 役員の内退 | 氏 名   | 住 所             | 内退の年月日    |
|-------|-------|-----------------|-----------|
| 理事    | 丸山 永雄 | 五所川原市太田山の井一五三の三 | 平成二〇・一・一〇 |

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小田川土地改良区の定款の変更を平成二十年四月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市浦土地改良区の定款の変更を平成二十年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

|                           |        |           |
|---------------------------|--------|-----------|
| 土地改良事業の名称                 | 事業を行う者 | 工事を完了年月日  |
| 十九年災農業用施設災害復旧事業<br>二九 一〇一 | 五所川原市  | 平成二〇・三・二五 |
| 二九 一〇二                    | 〃      | 〃         |
| 二九 一〇三                    | 〃      | 〃         |

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、姉沼土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所              | 就<br>任<br>及<br>び<br>退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|---------------------|--|
| 理事                | 根岸 金雄  | 三沢市下久保三丁目一の六        | 平成二〇・四・四就任                                     |
| 〃                 | 古田 満   | 〃 本町一丁目二の一          | 〃  |
| 〃                 | 金沢 幸弘  | 上北郡六戸町大字犬落瀬字金矢六七    | 〃  |
| 〃                 | 佐々木 春彦 | 〃 〃 字沼久保九八の二        | 〃  |
| 〃                 | 下田 徳衛  | 〃 〃 字七百一四の一         | 〃  |
| 〃                 | 山本 倉治  | 三沢市岡三沢一丁目一の六八       | 〃  |
| 〃                 | 駒沢 俊美  | 〃 大字三沢字猫又二二の四五七     | 〃  |
| 〃                 | 古田 武信  | 〃 春日台二丁目一五二の一五二     | 〃  |
| 〃                 | 山本 孝   | 上北郡六戸町大字犬落瀬字金沢二一の二  | 〃  |
| 理事                | 根岸 金雄  | 三沢市下久保三丁目一の六        | 二〇・四・三退任                                       |
| 〃                 | 下田 徳衛  | 上北郡六戸町大字犬落瀬字七百一四の一  | 〃  |
| 〃                 | 駒沢 健次郎 | 三沢市大字三沢字猫又二二の四五七    | 〃  |
| 〃                 | 古田 満   | 〃 本町一丁目二の一          | 〃  |
| 〃                 | 金沢 幸弘  | 上北郡六戸町大字犬落瀬字金矢六七    | 〃  |
| 〃                 | 山本 倉治  | 三沢市岡三沢一丁目一の六八       | 〃  |
| 〃                 | 佐々木 春彦 | 上北郡六戸町大字犬落瀬字沼久保九八の二 | 〃  |
| 監事                | 古田 武信  | 三沢市春日台二丁目一五二の一五二    | 〃  |

|                    |
|--------------------|
| 山本 孝               |
| 上北郡六戸町大字犬落瀬字金沢二二の一 |
| 二                  |

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、奥入瀬川東部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所      | 就<br>任<br>及<br>び<br>退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|-------------|--|
| 理事                | 袴田 信男  | 上北郡おいらせ町間木三 | 平成<br>二〇・四・八就任                                 |
| 〃                 | 川口 博美  | 後田二五の二      | 〃  |
| 〃                 | 小向 弘太郎 | 下明堂五四       | 〃  |
| 〃                 | 日ヶ久保喜一 | 沼端八〇        | 〃  |
| 〃                 | 市村 善男  | 染屋六四        | 〃  |
| 〃                 | 松本 勝雄  | 木崎一〇〇       | 〃  |
| 〃                 | 松村 一義  | 秋堂五七        | 〃  |
| 〃                 | 橋本 進   | 新田一八の二八     | 〃  |
| 〃                 | 川口 徹   | 下屋敷二二の一     | 〃  |
| 〃                 | 沼端 剛   | 東後谷地七一      | 〃  |
| 〃                 | 田畑 実   | 深沢一丁目七三の一   | 〃  |
| 〃                 | 遠藤 廣志  | 中野平二二の一     | 〃  |
| 理事                | 日ヶ久保喜一 | 沼端八〇        | 二〇・四・七退任                                       |
| 〃                 | 袴田 信男  | 間木三         | 〃  |
| 〃                 | 小向 弘太郎 | 下明堂五四       | 〃  |
| 〃                 | 松村 光作  | 秋堂五九        | 〃  |
| 〃                 | 市村 善男  | 染屋六四        | 〃  |

| 監<br>事 | 氏<br>名 | 住<br>所    | 退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|--------|--------|-----------|----------------------------|
| 〃      | 川口 博美  | 後田二五の二    | 〃                          |
| 〃      | 松本 勝雄  | 木崎一〇〇     | 〃                          |
| 〃      | 川口 徹   | 下屋敷二二の一   | 〃                          |
| 〃      | 橋本 進   | 新田一八の二八   | 〃                          |
| 〃      | 沼端 剛   | 東後谷地七一    | 〃                          |
| 〃      | 田畑 実   | 深沢一丁目七三の一 | 〃                          |
| 〃      | 松村 一義  | 秋堂五七      | 〃                          |

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、淋代平土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

| 役員<br>の<br>区<br>別 | 氏<br>名 | 住<br>所           | 退<br>任<br>の<br>年<br>月<br>日 |
|-------------------|--------|------------------|----------------------------|
| 監事                | 本間 弘   | 三沢市大字三沢字水筒四二の二二九 | 平成二〇・四・四                   |

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十年五月二十八日

上北地域県民局長 丸 井 幸 悦

| 土地改良事業の名称 | 事業を行う者 | 工事を完了年月日 |
|-----------|--------|----------|
|           |        |          |



政党以外の政治団体

| 親和会    | 全国社会福祉<br>政治連盟青森<br>県支部 |                           | 磯辺勇司後援<br>会 | 大島理森倉石<br>村後援会 |                              | 森内勇外ヶ<br>浜後援会              | 健政会    |                |                             | 田名部定男後<br>援会   |        |                    | 定翔会    |                    | 政治団体の<br>名称 | 異動事項          | 届出<br>年月日 |
|--------|-------------------------|---------------------------|-------------|----------------|------------------------------|----------------------------|--------|----------------|-----------------------------|----------------|--------|--------------------|--------|--------------------|-------------|---------------|-----------|
|        | 会計責任者                   | 主たる事務<br>所の所在地            |             | 代表者            | 主たる事務<br>所の所在地               |                            | 代表者    | 主たる事務<br>所の所在地 | 代表者                         | 主たる事務<br>所の所在地 | 代表者    | 主たる事務<br>所の所在地     | 代表者    | 主たる事務<br>所の所在地     |             |               |           |
| 清藤 広次  | 内海 和男                   | 青森市富田三丁目<br>二二の五          | 磯辺 光子       | 赤坂 周一          | 三戸郡五戸町大字<br>倉石石沢字石沢四<br>九    | 東津軽郡外ヶ浜町<br>字蟹田石浜一八五       | 小泉 幸治  | 橋本 隆春          | 上北郡六ヶ所村大<br>字倉内字笹崎四四<br>七   | 角田 淳           | 阿部 弘   | 八戸市大字石堂一<br>丁目二の二七 | 角田 淳   | 八戸市大字石堂一<br>丁目二の二七 | 新           | 平成<br>二〇・三・二五 |           |
| 岩間 富雄  | 三浦 善二郎                  | 青森市大字石江字<br>江渡一〇五の四四<br>七 | 木村 岳四雄      | 中田 喜美雄         | 三戸郡五戸町大字<br>倉石又重字上川原<br>一六の二 | 東津軽郡外ヶ浜町<br>字蟹田中師宮本一<br>の一 | 橋本 隆春  | 相内 宏一          | 上北郡六ヶ所村大<br>字尾鮫字野附三三<br>九の九 | 瀧内 正幸          | 佐々木 優  | 八戸市大字堤町一<br>の一     | 佐々木 優  | 八戸市大字堤町一<br>の一     | 旧           | 平成<br>二〇・三・二五 |           |
| 二〇・四・四 |                         | 二〇・四・一                    | 二〇・四・一      | 二〇・三・三         | 二〇・三・三                       | 二〇・三・三                     | 二〇・三・三 | 二〇・三・三         | 二〇・三・五                      | 二〇・三・五         | 二〇・三・五 | 二〇・三・五             | 二〇・三・五 | 二〇・三・五             |             |               |           |

|              |                |                   |       |        |
|--------------|----------------|-------------------|-------|--------|
| 石岡ちづこ後<br>援会 | 代表者            | 石岡 千鶴子            | 宮崎 良子 | 二〇・四・四 |
|              | 主たる事務<br>所の所在地 | 弘前市大字下湯口<br>字青柳五四 |       |        |
| 寿会           | 会計責任者          | 中原 正俊             | 黒川 修  | 二〇・四・四 |

青森県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十年五月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| 政治団体の名称         | 解散年月日    | 届出年月日    |
|-----------------|----------|----------|
| 自由民主党青森県港運支部    | 平成二〇・一・一 | 平成二〇・四・四 |
| 社会民主党青森県第二区支部連合 | 二〇・四・二六  | 二〇・四・二〇  |
| 社会民主党青森県第三区支部連合 | 二〇・四・二六  | 二〇・四・二〇  |
| 社会民主党青森県第四区支部連合 | 二〇・四・二六  | 二〇・四・二〇  |

政党以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 解散年月日     | 届出年月日     |
|---------|-----------|-----------|
| 原田一紀後援会 | 平成二〇・三・二七 | 平成二〇・三・二七 |
| 高弘野内後援会 | 二〇・三・三    | 二〇・三・三    |

|               |        |        |
|---------------|--------|--------|
| 高橋弘一 中奥野後援会   | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 造道地区後援会  | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 築木館後援会   | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 葭町地区後援会  | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 青年部会後援会  | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 新前田地区後援会 | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 新城後援会    | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 清水後援会    | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 酸友会      | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 桜川後援会    | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 駒込地区後援会  | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 久栗坂地区後援会 | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 内真部後援会   | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 後潟後援会    | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 油川地区後援会  | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 東岳地区後援会  | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 飛鳥地区後援会  | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 浅虫地区後援会  | 二〇・三・三 | 二〇・三・三 |

|               |         |        |
|---------------|---------|--------|
| 高橋弘一 中筒井後援会   | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 浪館地区後援会  | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 西滝地区後援会  | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 西田沢後援会   | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 新田後援会    | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 浜館田屋敷後援会 | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 松森後援会    | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 宮田地区後援会  | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 矢田後援会    | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 横内地区後援会  | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 夜店通り後援会  | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 高橋弘一 若葉後援会    | 二〇・三・三  | 二〇・三・三 |
| 木村定光後援会       | 一九・六・〇  | 二〇・三・三 |
| 斉藤恵一後援会       | 二〇・三・三  | 二〇・四・一 |
| 神田洋一 はげます会    | 二〇・三・六  | 二〇・四・一 |
| 三上誠三後援会       | 二〇・三・九  | 二〇・四・一 |
| 前田清勝後援会       | 二〇・三・一〇 | 二〇・四・一 |
| 石岡裕後援会        | 二〇・四・三  | 二〇・四・三 |

|           |        |        |
|-----------|--------|--------|
| 鈴木重令北部後援会 | 10・4・4 | 10・4・5 |
| 中原爽青森県後援会 | 10・3・3 | 10・4・3 |

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年五月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

|                   |               |           |             |       |              |
|-------------------|---------------|-----------|-------------|-------|--------------|
| 届出者の氏名<br>(公職の種類) | 資金管理団<br>体の名称 | 異動事項      | 新           | 旧     | 届出<br>年月日    |
| 藤田 光彦<br>(県議会議員)  | 藤田光彦後<br>援会   | 公職の種<br>類 | 三沢市議会議<br>員 | 県議会議員 | 平成<br>10・4・2 |

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年五月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

|                        |               |           |                     |               |
|------------------------|---------------|-----------|---------------------|---------------|
| 届出者の氏名<br>(公職の種類)      | 資金管理団体の<br>名称 | 代表者<br>氏名 | 主たる事務所の<br>所在地      | 届出<br>年月日     |
| 原田 一紀<br>(青森市議会議<br>員) | 原田一紀後援会       | 原田 一紀     | 青森市大字石江字平<br>山二の四四五 | 平成<br>10・3・17 |
| 石岡 裕<br>(県議会議員)        | 石岡裕後援会        | 石岡 裕      | 五所川原市大字野里<br>字野岸七の二 | 10・4・3        |

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十年五月二十八日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称  
青森県
- 二 事業の種類  
一般国道二七九号改築工事（青森県上北郡野辺地町字向田地内）及びこれに伴う県道付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
別表1のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所  
別表2のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成二十年五月九日

別表1

| 土地の所在         | 地番     | 地目 |    | 面積                      |                         | 収用しようとする土地の面積<br>(m <sup>2</sup> ) |
|---------------|--------|----|----|-------------------------|-------------------------|------------------------------------|
|               |        | 公簿 | 現況 | 公簿<br>(m <sup>2</sup> ) | 実測<br>(m <sup>2</sup> ) |                                    |
| 青森県上北郡野辺地町字向田 | 385番38 | 原  | 野山 | 165                     | 165.87                  | 165.87                             |

|               |         |    |    |     |        |        |
|---------------|---------|----|----|-----|--------|--------|
| 青森県上北郡野辺地町字向田 | 385番30  | 原野 | 山林 | 165 | 167.78 | 167.78 |
| 青森県上北郡野辺地町字向田 | 385番55  | 原野 | 山林 | 165 | 166.02 | 166.02 |
| 青森県上北郡野辺地町字向田 | 385番92  | 原野 | 山林 | 165 | 167.71 | 11.49  |
| 青森県上北郡野辺地町字向田 | 385番93  | 原野 | 山林 | 165 | 164.38 | 151.58 |
| 青森県上北郡野辺地町字向田 | 385番95  | 原野 | 山林 | 165 | 164.44 | 164.44 |
| 青森県上北郡野辺地町字向田 | 385番108 | 原野 | 山林 | 192 | 193.19 | 193.19 |
| 青森県上北郡野辺地町字向田 | 391番37  | 原野 | 山林 | 330 | 333.77 | 69.32  |
| 青森県上北郡野辺地町字向田 | 391番50  | 原野 | 山林 | 316 | 319.54 | 232.05 |
| 青森県上北郡野辺地町字向田 | 391番62  | 原野 | 山林 | 522 | 520.52 | 250.56 |

別表 2

土地の所在：青森県上北郡野辺地町字向田

| 地番     | 土地所有者の氏名及び住所 |   |
|--------|--------------|---|
|        | 氏名           | 住所  |
| 385番38 | 伊勢村 文子       | 兵庫県尼崎市武庫之荘 8 丁目 12番 5 - 205号                      |
| 385番30 | 廣瀬 勤         | 住所不明<br>ただし、土地登記簿の住所<br>京都府八幡市男山笹谷 8 番地 D 7 - 201 |
| 385番55 | 谷口 明子        | 住所不明<br>ただし、土地登記簿の住所<br>大阪府豊中市南桜塚三丁目 1 番 1 号      |
| 385番92 | 橋本 明子        | 住所不明<br>土地登記簿の住所<br>福岡県久留米市津福本町1664番地             |

|         |        |  |
|---------|--------|--|
| 385番93  | 荒川 時子  | 住所不明<br>土地登記簿の住所<br>福岡県福岡市東区大字津屋1274番地 2                           |
| 385番95  | 本村 恵子  | 住所不明<br>土地登記簿の住所<br>福岡県福岡市東区大字香椎1983番地11                           |
| 385番108 | 大友 卓夫  | 住所不明<br>土地登記簿の住所<br>福岡県福岡市西区下山門団地11番208号                           |
| 391番37  | 清水石 孝志 | 住所不明<br>土地登記簿の住所<br>東京都町田市南大谷900番地                                 |
| 391番50  | 清水 恵津子 | 住所不明<br>土地登記簿の住所<br>ただし、板橋区稲荷台 4 番11号<br>東京都板橋区稲荷台 4 番11号          |
| 391番62  | 那須 ハツミ | 住所不明<br>土地登記簿の住所<br>ただし、大阪府西成区鶴見橋一丁目 4 番24号<br>大阪府西成区鶴見橋一丁目 4 番24号 |

住

記

青森県道路公社公告第1号

青森県道路公社の有料道路に係る株金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法にこの規定を適用する。道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十四条第三項の規定に基いて、公社の有料道路の株金徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のとおりとする。

平成二十五年五月二十八日

青森県道路公社理事 佐 田 隆

青森県道路公社（以下「公社」という。）は道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）以下「法」という。）第二十四条第三項の規定に基いて、公社の有料道路の株金徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のとおりとする。

(適用)

第一条 公社が法第二十四条第一項の規定に基づき料金を徴収する自動車その他の車両（「通行車両」という。）は、この通行方法に従つて公社の有料道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

(定義)

第二条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条に定めるところによる。

(料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法)

第三条 料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるところとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の收受を行うことができる程度に当該係員が当該收受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の收受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法)

第四条 通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるところとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が通行券の交付を行う事ができる程度に当該係員が当該交付を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、通行券の交付後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(閉鎖施設の通過禁止)

第五条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭